

第四十二号の六の二様式（第八条の二関係）（A 4）

建築基準法第 18 条第 16 項の規定による

適合しない旨の通知書

第 号

年 月 日

国の機関の長等 様

指定確認検査機関名

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 16 項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）